

議案第六四号

倉吉市外八ヶ町村伝染病院組合規約の一部を改正する

規約制定について
倉吉市外八ヶ町村伝染病院組合規約の一部を改正する規約を次のように改
めらるゝとする

昭和三十四年九月二十五日提出

昭和三十四年九月二十六日

東伯郡三朝町議會議長 加藤幸太郎



倉吉市外八ヶ町村伝染病院組合規約の一部を改正する規約
倉吉市外八ヶ町村伝染病院組合規約の一部を次のように改正する

一、第六項を次のように改める

五、管理者は、管理者が肉保市町村の助役のうちから、組合議会の同意を得
て担任する

六、第七項を次のように改める

久、管理者は、管理者を補佐し、取員の担任する事務を並行し、管理者に
事故あるとき又は管理者が欠けたときはその取務を代理する

附 則

この規約は知事の認可の日から施行する